平成30年8月28日 第8回新中間処理施設整備検討会議 資料3

新中間処理施設における下水汚泥の混焼

1 十勝管内における下水汚泥処理の現況

1市3町の下水汚泥 19市町村のし尿及び浄化槽汚泥	乾燥汚泥 (十勝川流域下水道浄化 センター)	緑農地還元
1市3町以外の下水汚泥	脱水汚泥、他(各町村施設)	M 展

資源循環型社会の形成や地球温暖化防止の観点から国がリサイクルを推奨しています。

2 下水汚泥処理に係る組合の考え方

基本的な考え方

資源循環型社会の形成やバイオマス産業都市に選定されていることも踏まえ、今後も可能な限り緑農地還元を推進し、汚泥の焼却は行わないこととします。

例外的に受け入れが考えられる場合

災害時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるため、当組合の中間処理施設において受け入れが考えられます。

3 下水汚泥混焼による施設への影響

方 式	導入 状況
ストーカ式	燃焼性能や燃焼制御技術の向上などにより、採用される事例が増えている。なお、汚泥の受入・処理によってごみ質が低下した時には、補助燃料が必要になる場合もある。
流動床式	灼熱状態にある流動砂と処理ごみが活発に接触するため、汚泥混焼の場合に採用される事例が多い。
ガス化溶融シャフト炉式	コークス等の補助燃料を使用することから、多様なごみに対応でき、汚泥混焼に採用される事例がある。
ガス化溶融流動床式	灼熱状態にある流動砂と処理ごみが活発に接触するため、汚泥混焼の場合に採用される事例が多い。なお、汚泥の受入・処理によってごみ質が低下した時には、補助燃料が必要になる場合もある。

4 今後の進め方について

新中間処理施設整備においては、汚泥の混焼を行わない方向で検討を進めます。

汚泥の受け入れについてご意見がある場合は、9月7日までに事務局までお知らせください。